

# 非居住者・外国法人の源泉徴収

## 非居住者・外国法人の源泉徴収

～実務家のための源泉国際課税の基礎～

所得税の源泉徴収は、給与所得や報酬・料金など、広範囲の所得を対象としていますので、税理士にとっても極めて身近な税といえますが、実際に対価を支払う際には源泉徴収の要否について判断に迷うことも多いものです。

特に経済社会がますます国際化している現状では、中小企業においても非居住者や外国法人との取引が増加しているようですが、企業がこれらの非居住者・外国法人に支払う対価についても我が国の所得税の課税対象として源泉徴収を要するものも少なくありません。

そこで、社員が国外勤務となった場合や外国人を社員として雇用した場合の居住者又は非居住者の判定と支払う給与等に対する源泉徴収の要否、非居住者や外国法人に支払う対価の源泉徴収の要否など、所得税の規定について説明します。

また、二重課税の回避等を目的とした二国間条約である租税条約が締結されている国もありますが、この条約締結国の居住者や法人への支払いについて、租税条約の適用により所得税が軽減又は免除されることがありますので、このような租税条約の基本的事項や適用手続きについて説明します。

**※ 上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。**

税理士 <sup>すぎお</sup>杉尾 <sup>みつしげ</sup>充茂 氏

国税庁法人課税課課長補佐、東京国税局調査第一部特別国税調査官・第三部統括国税調査官、江差税務署長、東京国税不服審判所審判官、税務大学校総合教育部教授、小田原税務署長などを経て平成26年7月に退職、平成26年8月税理士登録

## = 開催要領 =

1. 日 時 平成29年8月7日(月) 13時30分～16時30分(受付開始13時)
2. 会 場 税理士会館8階会議室(下記案内図参照)
3. 定 員・受講料 150名(先着順)・1名 6,000円
4. お申込方法 下記振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。  
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。  
※キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyoo.com>)

**※研修受講管理システム導入のため、地方会会員の方は電子証明書(コピー可)をご持参ください。**

組合ニュース5月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振り込みください。入金確認をもって受付となります。